

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

平成31年4月1日

# 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	生活保護に関する事務
事務の概要	<p>(評価対象事務主体の概要) 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務</p>
システムの名称	福祉総合システム(生活保護システム) 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 番号法別表第一主務省令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項) 番号法別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項) 番号法別表第二主務省令第19条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	生活福祉課
所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254 - 8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21 - 8764
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	平塚市 福祉部 生活福祉課保護第一担当 〒254 - 8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21 - 9849
-----	--

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	- 5 -	生活福祉課長 稲毛 義博	生活福祉課長 柳川 善男	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年5月25日	- 4 -	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項)	事後	番号法第19条第7号別表第2について、情報提供ネットワークシステムで連携可能な項目のみを記載していたが、見直しの結果、すべての項目を記載することとした。
平成30年5月25日	- 5 -	生活福祉課長 柳川 善男	生活福祉課長 柳川 喜男	事後	字句の修正であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月19日	- 1 -	(評価対象事務全体の概要) 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1.生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する る応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務	(評価対象事務全体の概要) 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1.生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する る応答に関する事務 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する る応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務	事前	番号法別表第一主務省令改正(H30.6.8公布の日から施行)を受けて番号法条例改正を検討済み。近隣自治体の動向に合わせて年度内に番号法条例改正予定。
平成30年11月9日	- 4 -	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項)	事後	字句の修正であるため、重要な変更には該当しない。